

1 規則等の題名

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則を  
廃止する規則

2 根拠法令・条項

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関  
する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）

3 規則等の制定日

令和8年5月19日（火曜日）

4 結果公示の日

令和8年5月19日（火曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第7号に該当

6 適用除外の理由

当該規則を定める根拠となった法令の規定の削除等に伴い、当然必要となる規則  
の廃止であるため。

7 規則等の概要

別添のとおり

8 担当課・連絡先

高知県警察本部警務部情報管理課

電話番号：088-826-0110（内線：2422、2423）

-----  
**公安委員会規則**  
-----

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 19 日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

**高知県公安委員会規則第 7 号**

**高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則を廃止する規則**

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和 3 年高知県公安委員会規則第 8 号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。